七　特定認定事業者（令第十条ただし書の認定を受けた者をいう。以下同じ。）である認定完成検査実施者（以下「特定認定完成検査実施事業者」という。）又は特定認定高度保安実施者（令第十条の二ただし書の適用を受ける認定高度保安実施者をいう。以下同じ。）が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事

イ～ハ　［略］

ニ　高圧ガス設備（配管、バルブ、継手又は附属機器類（特定設備を除く。）に限る。）の変更の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（第一号に該当するものを除く。）

ホ　認定完成検査実施者、認定保安検査実施者、認定高度保安実施者その他高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣が認める者（以下「自主保安高度化事業者」という。）が行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事

イ　［略］

ロ　高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（配管、バルブ又は継手から配管、バルブ又は継手への変更に限り、当該変更に伴う配管、バルブ又は継手の撤去を含む。）の工事であつて、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（イ、第一号及び前号ニに該当するものを除く。）

ハ　［略］

2　［略］

（販売業者等に係る技術上の基準）

第四十条　法第二十条の六第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えること（高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に高圧ガスを充塡して販売する場合を除く。）。

二～五　［略］

（検査を要しない輸入高圧ガス）

第四十六条　［略］

2　法第二十二条第一項第四号の経済産業省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

三　高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器内における高圧ガスを輸入する場合

四・五　［略］

（保安統括者の選任等）

第六十四条　［略］

2　法第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一～三　［略］

四　処理能力が二十五万立方メートル未満の事業所において、専ら天然ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に天然ガスを充塡する者であつて、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けたものであり、かつ、可燃性ガスの製造に関し六月以上の経験を有する者にその製造に係る保安について監督させるもの

五　［略］

3　［略］

七　認定完成検査実施者であつて、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第十条ただし書に規定する検査能力の維持向上に係る高度な方法を用い、かつ、当該方法を用いるために必要な経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制を有すると経済産業大臣が認める者（以下「特定認定事業者」という。）が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事

イ～ハ　［略］

ニ　高圧ガス設備（配管、バルブ、フランジ継手又は附属機器類（特定設備を除く。）に限る。）の変更の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（第一号に該当するものを除く。）

ホ　認定完成検査実施者、認定保安検査実施者その他高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣が認める者（以下「自主保安高度化事業者」という。）が行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事

イ　［略］

ロ　高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（配管、バルブ又はフランジ継手から配管、バルブ又はフランジ継手への変更に限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（イ、第一号及び前号ニに該当するものを除く。）

ハ　［略］

2　［略］

（販売業者等に係る技術上の基準）

第四十条　法第二十条の六第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えること（圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に充塡する圧縮水素を販売する場合を除く。）。

二～五　［略］

（検査を要しない輸入高圧ガス）

第四十六条　［略］

2　法第二十二条第一項第四号の経済産業省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

三　高圧ガスを燃料として使用する車両に固定された容器（当該車両の燃料の用に供する高圧ガスを充塡するためのものに限る。）内における高圧ガスを輸入する場合

四・五　［略］

（保安統括者の選任等）

第六十四条　［略］

2　法第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一～三　［略］

四　処理能力が二十五万立方メートル未満の事業所において、専ら天然ガスを燃料として使用する車両に固定された容器に天然ガスを充塡する者であつて、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けたものであり、かつ、可燃性ガスの製造に関し六月以上の経験を有する者にその製造に係る保安について監督させるもの

五　［略］

3　［略］